

令和 5 年 8 月 1 日 環脱事第 71 号 制定
令和 6 年 6 月 25 日 環脱事第 50 号 改正
令和 7 年 5 月 9 日 環脱事第 18 号 改正

福岡市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 本要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 7 年 3 月 10 日環地域事発第 2503102 号。以下、「国交付要綱」という。）第 29 条第 1 項に規定する間接補助金を福岡市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下、「本補助金」という。）として交付することについて、国交付要綱及び福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本補助金は、太陽光発電設備及び蓄電池の更なる普及と再生可能エネルギーの利用を促進させることを目的に、太陽光発電設備及び蓄電池に係る整備費用の一部を補助するものである。

(定義)

第 3 条 本要綱における用語の定義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の定義のとおりとする。

(交付の対象等)

第 4 条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第 5 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「暴排条例」という。）第 6 条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が前項各号いずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対して、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 申請者は、補助申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助申請書の様式、提出期限並びに申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。
- 3 申請者が福岡市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助申請書類の提出があったときは、速やかに補助申請書（様式第1号）の内容を審査し、交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、第1項の規定による交付決定前に設備設置工事に着手してはならない。

(交付の条件)

第8条 本補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (3) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定通知書（様式第4号）を受領した日から15日を経過する日までとする。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに変更交付申請書（様式第5号）を市長あてに提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長あてに完了予定期日変更報告書（様式第6号）を提出し、その旨を報告するものとする。
- 3 完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第1項に規定する変更交付申請によるものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 補助金の交付決定があった後、事情の変更等により、補助金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長あてに提出して承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 12 条 市長は、前条の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業者に取消通知書（様式第 9 号）を交付し、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第 9 条第 2 項又は第 18 条第 1 項に該当する場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第 10 号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長あてに提出しなければならない。

(報告等)

第 14 条 市長は、本要綱の施行に必要と認めるときは、補助事業者に対し、経理状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、第 13 条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 規則及び本要綱に違反したとき

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

- 4 市長は、第 12 条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 5 前項の場合において、返金期限等については、第 3 項を準用する。

(補助金の額の再確定)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定による交付額確定通知書（様式第 12 号）の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書（様式第 10 号）を第 13 条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、第1項に基づき実績報告書（様式第10号）の提出を受けた場合は、第15条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。
- 3 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（補助金の交付請求）

第18条 補助事業者は、第15条の規定による交付額確定通知書（様式第12号）受領後、速やかに補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付請求額は、第15条第1項又は第17条第2項の規定により決定された補助金交付確定額を超えてはならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、補助事業者に対して速やかに補助金を交付しなければならない。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

- 第20条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内に、取得財産等を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 取得財産等のうち、規則第22条第2号の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機器、器具及び備品とする。

（書類の整備保管）

第21条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（協力義務）

- 第22条 補助事業者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。
- (1) 補助金の交付を受け、補助対象設備が使用可能となった月から、1年間分の使用状況調査報告書の提出
 - (2) 地方環境事務所長による書類の審査及び現地調査等
 - (3) その他福岡市が協力を依頼する事項

（個人情報の取扱い）

- 第23条 福岡市は本補助金の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。
- 2 収集した個人情報は、福岡市のほか、福岡市と個人情報に関する秘密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
 - 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年

福岡市条例第8号) その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第24条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和6年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表

1 重点対策加速化事業

(1) 市有施設への太陽光発電設備導入事業

ア 自家消費型太陽光発電設備

補助対象者		太陽光発電設備設置事業者
補助対象事業		自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。)別紙2記載の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。 3 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 4 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助率		事業費の1/2以内 ※事業費については国実施要領別表第1に定めるとおりとする。 ※事業費は消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。
補助申請書	様式	様式第1号
	提出期限	補助申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 補助対象経費が分かる見積書(国実施要領別表第1に定める事業費の細分が確認できるもの)

		2 補助金還元確認書（様式第 2 号） 3 太陽光発電設備について法定耐用年数期間を経過するまでのあいだに継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 4 設置設計図（太陽光発電設備の配置、太陽電池モジュールの公称最大出力・パワーコンディショナの定格出力がわかる図面等の仕様がわかる書面） 5 「設置する太陽光発電設備の 1 年間分の発電量（見込み）」及び「設置する太陽光発電設備で発電した電気を使用する施設における過去 1 年間分の消費電力量」の比較が確認できる書類 6 役員等氏名一覧表（様式第 3 号） 7 福岡市の市税に滞納がないことを証明する書類 8 その他、福岡市が特に必要と認める書類（提出を求めた場合のみ）
実績報告書	様式	様式第 10 号
	提出期限	補助申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書・個票（様式第 11 号） 2 施工前後の写真 3 完成図 4 PPA 契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5 出力対比表の写し 6 補助金実績額の根拠資料（口座の入出金明細等） 7 その他、福岡市が特に必要と認める書類（提出を求めた場合のみ）

イ 蓄電池

補助対象者		蓄電池設置事業者
補助対象事業		1(1) ア 自家消費型太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和5年1月13日環政計発第2301131号。以下、「旧国実施要領」という。)別紙2記載の2(2)ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 2 国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。 3 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 4 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助率・補助金額		蓄電池の価格(円/kWh)の2/3 (ただし、下記価格(※)の2/3を上限とする。) ※ 家庭用(4,800Ah・セル未満):15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き) 業務用(4,800Ah・セル以上):19万円/kWh(工事費込み・税抜き)
補助申請書	様式	様式第1号
	提出期限	補助申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 補助対象経費が分かる見積書(旧国実施要領別紙2別表第1に定める事業費の細分を確認することができるもの) 2 補助金還元確認書(様式第2号) 3 仕様書(旧国実施要領別紙2記載の2(2)ア(イ)g又はh～mの要件を満たしていることが確認できるもの)

		4 役員等氏名一覧表（様式第 3 号） 5 福岡市の市税に滞納がないことを証明する書類 6 その他、福岡市が特に必要と認める書類（提出を求めた場合のみ）
実績報告書	様式	様式第 10 号
	提出期限	補助申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書・個票（様式第 11 号） 2 施工前後の写真 3 完成図 4 PPA 契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5 出力対比表の写し 6 補助金実績額の根拠資料（口座の入出金明細等） 7 その他、福岡市が特に必要と認める書類（提出を求めた場合のみ）
申請等様式の特例		添付書類が（１）ア自家消費型太陽光発電設備の補助申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。